

2016年1月

再生可能エネルギーの導入促進関連制度に関する 改革小委員会報告書案の公表

弁護士 池永 朝昭 / 横井 邦洋

資源エネルギー庁が所管する、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会は、2012年に導入された再生可能エネルギーの固定価格買取制度(いわゆるFIT制度)の制度見直しおよび更なる再生可能エネルギーの導入促進を目的として、2015年12月15日、固定価格買取制度を含む再生可能エネルギー関連制度の改革についての報告書案(以下、「報告書案」という)を公表した。この報告書案は、制度改革に関する政府の決定事項を示したものではないが、今後予定されている電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下、「再エネ特措法」という)の改正および運用見直しは、報告書案の内容をベースとして展開されることが予想される。そこで、本ニュースレターでは、報告書案により示されている再生可能エネルギー関連制度の見直しのうち主要なものについて概説する。

1. 制度見直しの経緯

再生可能エネルギーの固定価格買取制度(いわゆるFIT制度)に関しては、制度創設以来、事業用太陽光への参入が急拡大する一方で、他のエネルギー源についてはその開発に時間を要しており、他のエネルギー源の導入拡大のための制度が必要とされていた。また、FIT制度の買取対象となる発電設備の認定(以下、「FIT認定」という)を取得した案件の一部に見られた、高い買取価格を維持したまま長期にわたり運転開始に至っていない未稼働案件の問題(いわゆる接続枠の空押し問題)や、一部の電力会社による系統接続への保留といった系統制約に関連する問題など、現行制度に対する問題点も指摘されていた。この他、固定価格買取に伴う国民負担の増大への懸念や、電力システム改革に伴う制度見直しの必要性なども指摘されていた。

このため、再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会は、2015年9月から、FIT制度の見直しについて議論を重ね、同年12月15日、報告書案という形でFIT制度の見直しを含む再生可能エネルギー関連制度改革に対する見解を公表した。

2. 報告書案の概要(主要なものについて)

(1) 設備認定制度の見直しと未稼働案件への対応

報告書案では、未稼働案件の排除・防止および発電事業者による安定的な事業実施のため、FIT 制度の根幹となる経済産業省の設備認定について、これまで電力会社との系統連系に関する接続契約の締結前に認めていたものを、電力会社との接続契約など事業の実施可能性や事業内容の適切性を確認した上で FIT 認定する形式に改めることを示した。また、買取価格の決定時点については、事業実施の確実性が確認された新たな設備認定時とすることが適当であるとした。

これに伴い、現行制度の下で既に FIT 認定を受けている案件のうち、運転開始済または電力会社との系統接続契約締結済のものなど新しい認定制度の要件を満たすものについては、買取価格等について現行制度の認定のステータスの継続を認めることとし、接続契約未締結のものなどその他の案件については、事業者に変更して認定を取得することを必要とすることが適当であるとしている。この結果、買取価格についても新たな FIT 認定取得後のものを適用することとなると思われる(ただし、電力会社による系統接続の入札結果が出るまでやむを得ず時間がかかる場合などには一定の猶予期間を設けること等が検討されている)。

(2) 長期安定的な発電を確保するための規制等

報告書案では、長期にわたる安定的な発電の継続を確保するため、再エネ特措法上、安全性の確保や発電能力の維持(適切な点検・保守、発電量の適切な計測や報告)、事業終了後の廃棄やリサイクルに向けた計画的な対応など事業者が遵守すべき事項を定め、違反した場合には改善命令や認定取消の対象とする等の規制を導入すべきとした。併せて、太陽光発電設備に関して生じているトラブル等の問題に対処するため、10kW 未満の太陽光発電設備を除き、土地利用等の法規制の遵守状況の確認、認定情報の公表や地方自治体への提供に関する仕組みを整備することも挙げている。

(3) コスト効率的な導入のための買取価格の決定方式の見直し等

報告書案では、将来の買取価格についての予見可能性を向上させるため、電源毎の中長期的な買取価格の目標を提示することが必要と述べている。

また、FIT 制度上の買取価格の決定方式を、①特に効率的に発電できる事業者のコストを基準とするいわゆるトップランナー方式、②買取価格の低減スケジュールを複数年にわたり予め決定する方式、③買取価格の低減率を導入量に連動されて変更させる方式、④買取価格を入札により決定する方式など、諸外国で採用された多様な方式から、導入実態を踏まえて最適な方式を選択して運用できる柔軟な仕組みに変更するほか、現在年度毎に設定している買取価格をより細かい期間(例えば、半年や4 半期毎)で設定することも検討すべきとしている。

そのうえで、事業用太陽光発電については、トップランナー方式を採用しつつ、比較的大規模な設備から事業者間の競争を通じた更なる価格低減を実現するため入札方式により価格を決定すべきであり、風力発電については、建設コストを引き下げる事業者の努力を促すような買取価格の仕組みとして、中長期的な買取価格の引き下げスケジュールを決定する買取価格決定方式を採用すべきである、としている。

また、賦課金の減免制度については、電力多消費事業の国際競争力の維持・強化という観点から、これを維持することが適当であるが、当該制度の趣旨を徹底するため、電力多消費事業について、省エネに取り組んでいることや賦課金付加によって事業の国際競争力に影響が生じる懸念があることを確認する等の対応や、減免水準の引下げも含めて検討することが必要であるとしている。

(4) 風力・地熱・水力等開発に時間を要する電源促進のための制度

報告書案では、風力・地熱・水力等リードタイムが長い電源について、事業の予見可能性を高めるために、数年先(2～5年程度)の認定案件の買取価格まで予め決定することを可能とする制度に変更すべきとしたほか、環境アセスメントの迅速化(国や地方自治体による審査期間の短縮化等)、FIT 認定前の系統への接続申込みを可能とする仕組みの導入や、電源毎の課題に応じた支援制度の拡充について検討、特にバイオマス発電について国内での自律的かつ持続的な燃料調達に向けた支援の強化等を提言している。

(5) 電力システム改革に伴う FIT 制度の見直し

報告書案では、広域系統整備・運用のため、FIT 電気の買取義務者を、現行制度上買取義務者となっている小売事業者から系統運用及び需給調整に責任を負う送配電事業者に変更することが適当としている。ただし、送配電事業者が買い取った電気の引渡し方法については、発電事業者と小売事業者との間で合意が成立している場合には当該小売事業者に引渡すことも可能とする仕組みとすべきなど、発電事業者による販売先の選択へも配慮した扱いとなっている。

また、かかるFIT 電気の買取義務者の変更に伴い、出力制御についての具体的なルールの策定や、出力制御に関する情報の透明性を高めるための情報開示を行うべきであり、具体的な内容について検討を行うべき、としている。

3. 再生可能エネルギー関連プロジェクトへの影響

上記 2. (1)の設備認定制度の見直しに記載のとおり、新たな設備認定制度のもとでは、経済産業省の設備認定の要件として電力会社との接続契約や事業の実施可能性の審査に関する要件が加えられるほか、事業化の判断にあたって最も重要となる買取価格の決定時期も新たな設備認定時となるなどの変更が加えられるなど、事業者に大きな影響を与える制度変更が提言されている。報告書案によれば、この新制度は、既に設備認定を得ている案件(接続契約未締結のもの)についても適用することを予定しており、現時点で何らかの理由により接続契約未締結の案件については、買取価格の変更という重大な影響を伴うため、法改正の時期について特に注意を払う必要がある。

この他にも、報告書案どおりに FIT 制度が見直された場合、FIT 電気の買取義務者の変更、出力制御についての具体的なルールの策定(以上、上記 2. (5))、安全性の確保等に関する事業者が遵守すべき事項の新設、土地利用等の法規制の遵守状況の確認(以上、上記 2. (2))や、事業用太陽光発電に関する入札方式の導入など買取価格決定方式の変更(上記 2. (3))、環境アセスメントの迅速化等の制度見直し(上記 2. (4))などについては、事業者が今後予定している FIT 制度に基づく発電設備の開発・運営に大きな影響を与えることが予想される。

4. おわりに

上記報告書案に基づく制度見直しの中には法改正を必要とするものが多く含まれている。現時点では法改正の時期について正式な発表はなされていないが、一部報道では2017年度からの施行（電力システム改革に伴う再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会や法改正の過程において上記制度改革の内容が変更されたり、法改正にあたっては経過措置等が設けられる可能性もあるが、改正内容、審理状況、時期等について今後継続的に確認し続けることが重要である。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 池永 朝昭(tomoaki.ikenaga@amt-law.com)
弁護士 横井 邦洋(kunihiro.yokoi@amt-law.com)
 - 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、inquiry@amt-law.comまでご連絡下さいますようお願いいたします。
 - 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins12.html>にてご覧いただけます。